

CIEC 表彰規定

この規定は、CIEC が学会として行う表彰に関する事項について定めたものである。

(表彰の種類)

第1条 CIEC が学会として行う表彰は、以下のとおりとする。

(1) 学会賞 功労賞

コンピュータ利用教育にかかわる研究調査、啓発普及もしくは出版文化活動において、顕著な功績があったと認められる者及び団体。

コンピュータ利用教育に関し、画期的な業績によって特に貴重な学術貢献をなしたと認められる者。

(2) 学会賞 論文賞

本会の会誌に論文を発表し、コンピュータ利用教育の発展に独創性および将来性をもって寄与したと認められる者。

第2条 表彰は、理事会の議を経て会長が行う。

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2) 表彰には、副賞または記念品を添えることができる。

3) 表彰は、年に1回、CIEC 定例総会において行うこととし、各賞とも表彰は原則として2件以内とする。

(表彰の条件)

第4条 功労賞受賞候補者は本学会の会員でなくても認める。論文賞受賞候補者は本学会の会員であるものとする。

(表彰選考の方法)

第5条 表彰を適正に行うために、表彰選考委員会を置く。表彰選考委員会は、表彰規定に基づき総合的に審査する。

2) 表彰選考委員は以下の数名により構成する。

副会長 1名

会誌編集委員長 1名

理事会で決定するその他の会員 若干名

3) 功労賞の選考については、所定の推薦書による公募によって行う。推薦者は推薦の時点で本学会の会員であるものとする。

4) 論文賞の選考については、対象論文を表彰選考委員会にて審査する。対象論文、選考方法については別に定める。

5) 功労賞推薦書締め切りは毎年4月末日までとする。

6) 表彰選考委員会は選考に当たって、推薦者に参考資料の問い合わせを行うことができる。

2003年8月4日 2002年度第2回CIEC理事会決定

2014年3月16日 2013年度第3回CIEC理事会改定

2017年3月12日 2016年度第3回CIEC理事会改定